

認定看護師教育課程「救急看護コース」を修了して

救急医療センター ○川原千香子

I 認定看護師制度について

今日、保健医療に対する社会の変化は大きく、看護職にも、複雑かつ高度な知識や技術が必要とされている。そのため、昭和62年に厚生省は「21世紀へ向けての看護制度のあり方」の中で、専門看護婦（士）の育成について触れ、日本看護協会で「専門看護婦（士）制度検討委員会」が発足した。その検討の中で、臨床の現場には、豊富な臨床経験と実践力のある看護婦（士）が多くおり、その人たちに対して、特定領域について6ヵ月の教育を行い、認定看護師の資格認定をすることが提案された。

その後、平成7年に認定看護師制度が発足し、ETナース、救急看護婦など関連学会、団体等で認定看護婦の育成が求められており、急務の看護分野として8領域があげられ、そのうち「WOC（創傷・オストミー・失禁）看護」と「救急看護」の2分野が特定され、平成8年9月から、教育課程が開講された。

II 研修期間

平成9年4月14日～9月17日

III 目的

「特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上をはかることを目的とする。」¹⁾

IV 役割

1. 特定の看護分野において、個人、家族または集団に対して、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護を実践する。（実践）
2. 特定の看護分野において、看護実践を通して他の看護職者に対し指導を行う。（指導）
3. 特定の看護分野において、看護職者に対し、コンサルテーションを行う。（相談）

V 救急看護における期待される能力

救急看護領域でのあらゆる場面で必要なケアを臨機応変に計画し、実践できる。

- 1) 確実な救命技術の実践ができる。
- 2) 救急医療現場における患者の問題を的確に判断し、さらに予測できる問題に早期に対処できる。
- 3) 救急医療現場において、他の医療従事者と情報の交換を行い相談・調整できる。
- 4) 危機状況にある患者及び家族への問題を的確に把握し、援助できる。
- 5) 救急看護領域において、他の看護職の指導、教育への主体的な関わりを持つことができる。
- 6) 救急看護の実践の場に結びつく研究的活動ができる。
- 7) 他の医療従事者や一般市民に対して、救命技術の指導ができる。

(表1) 学科目及び時間数

共通科目	120	専門基礎	
リーダーシップ	15	フィジカルアセスメント	30
文献検索・講読	15	安全管理	15
情報処理	15	対人関係Ⅱ,	
看護倫理	15	ストレスコーピング理論	15
教育・指導	15	危機理論, 患者家族心理	30
コンサルテーション	15	救命技術の理論と実践	45
対人関係	15		
看護管理	15		
専門科目		実 習	
救急看護概論	45	演習	60
病態とケア	30	臨床実習	180
救命技術指導	15		
集団災害看護	15	総時間数	600

VI 研修の流れ

4月14日～7月4日

共通科目、専門基礎、専門科目についての講義及び演習と定期試験（5回）及びレポート提出により、全科目の評価が行われた。

7月7日～8月15日

臨床実習において、各症例の看護展開及び症例報告を行った。

8月16日～9月17日

修了試験後、実習での症例についてケーススタディをまとめ、発表したり、病態検討のグループワークその他まとめ、発表を行い、修了式となった。

VII 臨床実習

杏林大学医学部附属病院 高度救命救急センターにおいて実習した。

VIII 研修での学び

- 1) 看護倫理における「臓器移植法案についてのディベート」を通して。
- 2) 救命技術指導における技術指導案作成及び一般市民への指導の実施を通して。
- 3) 危機理論・患者家族心理及びストレスコーピング理論を通して。
- 4) 臨床実習及びケーススタディを通して。

IX 認定看護師として、今後の課題

- 1) 救急看護におけるケアの広がりや質の向上とは。
- 2) 役割を実践していくために。
- 3) ネットワーク作り。

引用・参考文献

- 1) 日本看護協会：日本看護協会認定看護師規則および細則第1条
- 2) 高橋章子：認定看護師はエキスパートへの第一歩。看護48(6)：1996
- 3) 藤原正恵：救急認定看護師教育に関わって。Emergency Nursing 9(11)：1996